

C J D二次感染予防に関する対策検討会開催要領

(目的)

第1条 C J D二次感染予防に関する対策検討会は、厚生労働省健康局長が参集を求める有識者により、厚生労働省におけるC J D二次感染対策について専門的な検討を行うことを目的として開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、C J D二次感染対策を総合的・体系的に実施するため、予防及び発生拡大の防止、二次感染のリスク保有者等のフォローに関する事項等について専門的な検討を行うものとする。

(検討会の構成)

第3条 検討会に参集を求める有識者は20名以内とし、C J D対策に精通した学識を有するものとする。

(座長の指名)

第4条 検討会に座長を置く。座長は、検討会構成員の中から互選により選出する。

(会議の公開)

第5条 検討会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合または知的財産権その他個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、座長は、会議を非公開とすることができる。

2 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 検討会における議事は、次の事項を定め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した検討会構成員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事録は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、座長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定の議事録の全部又は一部を非公開とする場合、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

(検討会の庶務)

第7条 検討会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この開催要領に定めるほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。